第七十四条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「次条」を「次条第二項」に、「以後」を「又は同条第三項に規定する日以後」に改める。

第七十五条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第一項第二号中「第九号又は第十号」を「第十号又は第十一号」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

3　特定退職金共済団体は、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときは、その旨、その特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに当該退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載した届出書を当該廃止しようとする日までに前条第一項の税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同日において、当該特定退職金共済団体に係る同条第三項本文の規定による承認は、その効力を失うものとする。

第七十六条第一項第一号中「受けた場合」を「受け、又は同条第三項に規定する届出書を提出した場合」に、「受けた法人」を「受け、又はその届出書の提出をした法人」に、「以後」を「又は同項に規定する日以後」に改め、同条第二項第二号中「要件」を「要件等」に改める。

第八十四条の見出しを「（譲渡制限付株式の価額等）」に改め、同条中「（収入金額）」及び「これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該法人又は当該法人との間に当該法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）若しくは出資（当該法人が有する自己の株式（出資、同項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を除く。）の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）から当該役務の提供の対価として当該法人又は当該法人の親法人の譲渡制限付株式（次に掲げる要件に該当する株式をいう。以下この項において同じ。）であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式（以下この項において「特定譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたとき（法人を前条第四項第一号に規定する合併法人とする合併により当該合併に係る同項第二号に規定する被合併法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該法人の譲渡制限付株式その他の財務省令で定める譲渡制限付株式（以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたときを含む。）における当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式に係る法第三十六条第二項（収入金額）の価額は、当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。第一号において同じ。）についての制限が解除された日における価額とする。

一　譲渡についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号において「譲渡制限期間」という。）が設けられていること。

二　当該個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくは当該個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた当該個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

第八十八条の二第一項中「第八十四条各号（株式等を取得する権利の価額」を「第八十四条第二項各号（譲渡制限付株式の価額等」に、「同条」を「同項」に改める。

第八十九条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百九条第一項第一号中「次号」を「第三号」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第五号中「規定する方法以外の方法により取得した」を「掲げる有価証券以外の」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第八十四条（株式等を取得する権利の価額）」を「第八十四条第二項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式　その特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除された日における価額

第百九条第二項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第二号中「掲げる金額」を「定める金額」に改める。

第百十四条第一項中「割合」の下に「（当該払戻し等が法第二十四条第一項（配当所得）に規定する出資等減少分配である場合には、当該出資等減少分配に係る第六十一条第二項第四号に規定する割合。第五項において「払戻し等割合」という。）」を加え、同条第五項中「同項に規定する割合」を「払戻し等割合」に改める。

第百二十条の二第一項第一号を次のように改める。

一　第六条第一号及び第二号（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産（第三号及び第六号に掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ　平成二十八年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（建物を除く。）次に掲げる方法

(1)　定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率（(2)において「定額法償却率」という。）を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）

(2)　定率法（当該減価償却資産の取得価額（第二年目以後の償却の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額）にその償却費が毎年一から定額法償却率に二（平成二十四年三月三十一日以前に取得された減価償却資産にあつては、二・五）を乗じて計算した割合を控除した割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目から第三目までにおいて同じ。）

ロ　イに掲げる減価償却資産以外の減価償却資産　定額法

第百二十条の二第一項第二号中「第六条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号」を「第六条第三号」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　定率法

第百二十条の二第一項第三号中「掲げる方法」を「掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　平成二十八年四月一日以後に取得された第六条第一号及び第二号に掲げる減価償却資産　次に掲げる方法

(1)　定額法

(2)　生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各年における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。）

ロ　イに掲げる減価償却資産以外の減価償却資産　次に掲げる方法

(1)　定額法

(2)　定率法

(3)　生産高比例法